

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第29号

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則

香川県産業交流センター規則（平成6年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前				
別表（第7条、第8条関係） 1～4 略 5 附属設備及び器具の使用料			別表（第7条、第8条関係） 1～4 略 5 附属設備及び器具の使用料				
区	分	単 位 (1日につき)	使用料の額	区	分	単 位 (1日につき)	使用料の額
略				略			
液晶モニター（特別会議室）		略		液晶モニター（特別会議室）		略	
<u>移動式液晶モニター</u>		<u>1台</u>	<u>5,320円</u>				
マイクロホン付演台		略		マイクロホン付演台		略	
略				略			

第1号様式（第5条関係）

略

略

注 略

利用日程

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量										
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
略												
液晶モニター（特別会議室）	略											
移動式液晶モニター	台											
マイクロホン付演台	略											
略												

第1号様式（第5条関係）

略

略

注 略

利用日程

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量										
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
略												
液晶モニター（特別会議室）	略											
マイクロホン付演台	略											
略												

第2号様式（第6条関係）

略

略

注 略

利用日程

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量												
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
略														
液晶モニター（特別会議室）	略													
移動式液晶モニター	台													
マイクロホン付演台	略													
略														

第2号様式（第6条関係）

略

略

注 略

利用日程

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量												
		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
略														
液晶モニター（特別会議室）	略													
マイクロホン付演台	略													
略														

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。